

FAXにて送信する場合は、 番号をお間違えの無いようにお送りください。		確認印
送信者		

事業所所在地
事業所名
電話/FAX
担当者名

ふりがな		性別	退職日	1週間の 所定労働時間
氏名		男女		時間
個人番号		退職票希望	有・無	生年月日
喪失記入のみ必須 の方へ	住所	(〒 -) (電話)		
	賃金形態	月給 日給	日給月給 時間給	賃金締切 日

退職票は事業所へお送り致します

退職の理由—事業主の方は、離職者の主たる離職理由が該当する理由を一つ選択し左の記載欄に『○』を記入し具体的事情記載欄に
具体的事情を記載してください。 なお、添付書類欄に『※』印があるものはお手数ですがお問合せ下さい。

記載欄	離職の理由	添付書類
<input type="checkbox"/>	1 事業所の倒産等によるもの(1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職(2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職	※
<input type="checkbox"/>	2 定年、契約期間満了等によるもの(1) 定年による離職 (定年 歳) ※定年後の継続雇用本人からの希望 (有・無)(2) 採用又は定年後の再雇用時等に予め定められた雇用期限到来による離職(3) 労働契約期間満了による離職 ①一般労働者派遣業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長する旨の確約・合意の 有・無 (更新又は延長しない旨の明示の 有・無)) (直前の契約更新時に雇止め通知の 有・無) 労働者から契約の更新又は延長..... { を希望する旨の申し出があった を希望しない旨の申し出があった の希望に関する申し出はなかった a 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合 b 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合 (指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む) (aに該当する場合はさらに下記の4のうち該当する主たる離職理由を更に1つ選択し、○印を記入してください。 該当するものがない場合は下記の5に○印を記入した上、具体的な理由を記載してください) ②上記①以外の労働者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長する旨の確約・合意の 有・無 (更新又は延長しない旨の明示の 有・無) (直前の契約更新時に雇止め通知の 有・無) 労働者から契約の更新又は延長..... { を希望する旨の申し出があった を希望しない旨の申し出があった の希望に関する申し出はなかった	(1)定年は 就業規則 (2)は(※) (3)期間満了 は契約書
<input type="checkbox"/>(4) 早期退職優遇制度、選択定年制度により離職(5) 移籍出向	
<input type="checkbox"/>	3 事業主からの働きかけによるもの(1) 解雇 (重責解雇を除く)(2) 重責解雇 (労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇) (3) 希望退職の募集、退職勧奨①事業の縮小又は一部休止に伴う人員整理を行うため②その他 (理由を具体的に)	※
<input type="checkbox"/>	4 労働者の判断によるもの (1) 職場における事情に起因する離職①労働条件に関わる重大な問題 (賃金低下・賃金遅配・過度な時間外労働・採用条件との相違等があったと労働者が判断したため)②就業環境に関わる重大な問題 (故意の排斥・嫌がらせ等)があったと労働者が判断したため③事業所で大規模な人員整理があったことを考慮した離職④職種転換に適応することが困難であったため (教育訓練の 有・無)⑤事業所移転により通勤困難となった(なる)ため (旧(新)所在地)⑥その他 (具体的に)(2) 労働者の個人的な事情に起因する離職 (一身上の都合、転職希望等)	※
<input type="checkbox"/>	5 その他 (1~4のいずれにも該当しない場合) (理由を具体的に)	退職届

注) 外国人の方は右下記載欄に必ず必要事項をご記入ください。▼

具体的事情記載欄 (必ず記入してください)

国籍	在留資格
在留期限 西暦 年 月 日まで	
資格外活動の有無	有・無
□派遣・請負労働者として主として 貴事業所以外で就労する場合	

【添付書類】(離職票希望者のみ)

- ・ タイムカード13ヶ月分 (1月の出勤日数が11日以上のもの)
- ・ 賃金台帳7ヶ月分 (1月の出勤日数が11日以上のもの)
- ・ 退職願 (自己都合の場合) 又は契約書 (期間満了) 又は申立書 (会社都合)

※当用紙に記入して頂いた個人情報労働保険の事務手続きに使用するため、職業安定所、労働基準監督署、労働局、労働保険事務組合連合会に提供する場合があります。